

【審査基準（標準処理期間を含む。）】

所管所属	景観まちづくり課
------	----------

開発行為の変更の許可

根拠条文 都市計画法第35条の2本文
 開発許可を受けた者は、第30条第1項各号に掲げる事項の変更をしようとする場合においては、都道府県知事の許可を受けなければならない。

審査基準 (法令上の規定による基準)

- ◎申請書の記載内容等、許可申請の手続きについて
 - ・都市計画法第30条
 - ・都市計画法施行規則第15条、16条、17条、28条の2、28条の3、28条の4
- ◎申請書の設計図書に係る設計者の資格について
 - ・都市計画法第31条
 - ・都市計画法施行規則第18条、19条、19条の2、19条の3、19条の4、19条の5、19条の6、19条の7、19条の8、19条の9、19条の10、19条の11、19条の12、19条の13、19条の14、19条の15、19条の16
- ◎公共施設の管理者の同意、協議について
 - ・都市計画法第32条
 - ・都市計画法施行令第23条、31条
- ◎申請内容に係る技術的基準について
 - ・都市計画法第33条
 - ・都市計画法施行令第23条の2、23条の3、23条の4、24条、24条の2、24条の3、25条、26条、27条、28条、28条の2、28条の3、29条、29条の2、29条の3、29条の4
 - ・都市計画法施行規則第20条、20条の2、21条、22条、23条、23条の2、23条の3、24条、25条、26条、27条、27条の2、27条の3、27条の4、27条の5
- ◎市街化調整区域内における申請内容に係る立地の基準について
 《都市計画区域又は準都市計画区域内における開発行為の許可の場合と同様》

標準処理期間	標準処理期間の内訳			備考
	標準処理期間	受付	処理	
11日に関係機関との協議に要する日数を加えた日数	機 関 期 間		機 関 期 間 東部・西部総合事務所生活環境局、八頭・日野総合事務所県土整備局 11日に関係機関との協議に要する日数を加えた日数	申請は申請地を管轄する生活環境局建築住宅課又は県土整備局維持管理課で受け付ける。